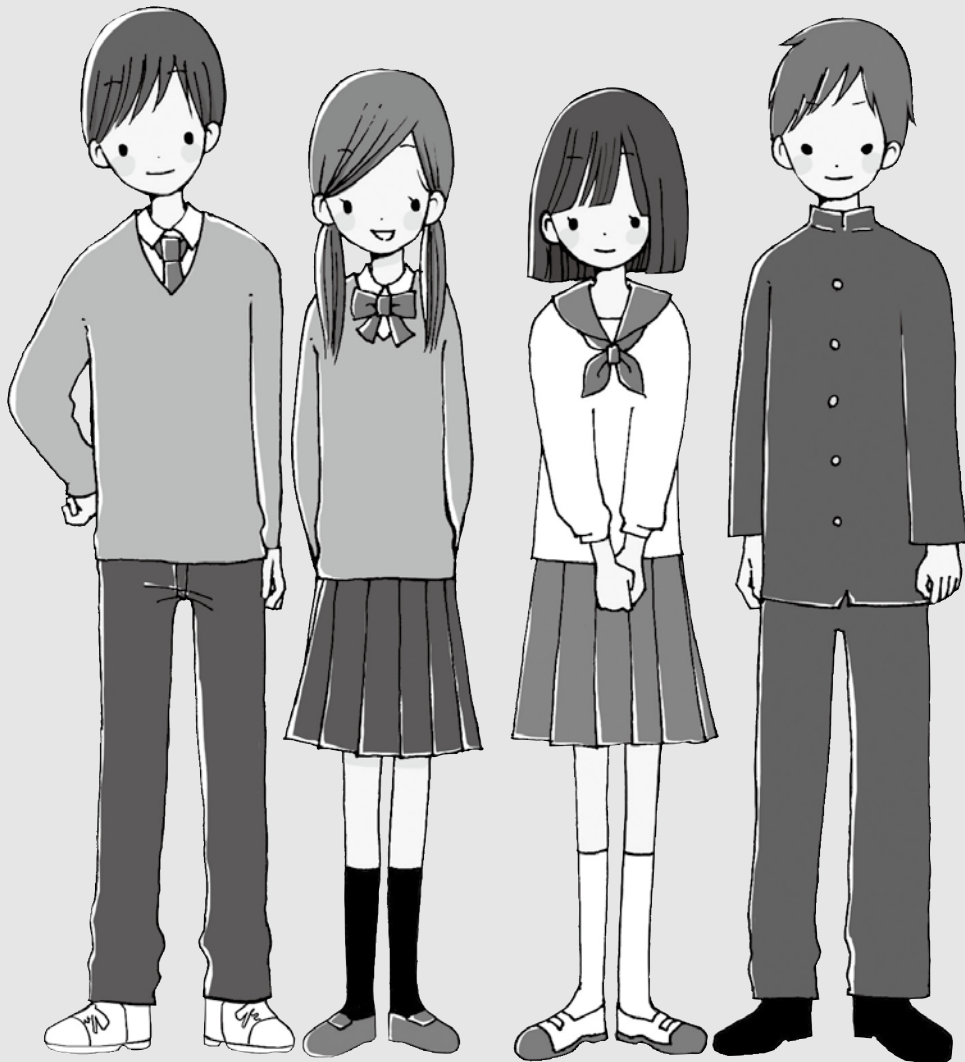


対等で互いに尊重できる パートナーであるために



目 次

第 1 章 はじめに

1 本書作成のねらい	1
2 DV未然防止教育の必要性	1
3 参考文献	2

第 2 章 学習の進め方

1 DVって何？（高校生向けP 1～3）	3
2 「男らしさ」「女らしさ」とはどんなこと？（高校生向けP 4）	9
3 チェックしてみよう！（高校生向けP 5）	10
4 こんなことは起こってないかな？（高校生向けP 6）	11
5 お互いを尊重するコミュニケーションとは（高校生向けP 7～8）	13
6 お互いに尊重できる関係をつくるために（高校生向けP 9）	15
7 DVかな？と思ったら（高校生向けP 10）	16
8 県内の主なDV相談窓口（高校生向け 裏表紙）	18

◎参考資料

・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 （DV防止法）の概要	19
・ 「男女間における暴力に関する調査」報告書 <概要版>	21

第1章 はじめに

1 本書作成のねらい

夫婦や恋人等の親密な関係にある男女間における暴力(DV=ドメスティック・バイオレンスの略)は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つであり、若い世代においても、いわゆる「デートDV」と呼ばれる恋人間における暴力が発生しています。

DVを防止するには、10代の若い時期においてDVについて正しく学ぶことが有用とされており、本県においても、若年層へのDV予防啓発の取組が強く求められています。

このようなことから、県では、若い世代がDVの加害者にも被害者にもならないよう未然に防止するため、平成23年度から高校生を対象として「DV未然防止講座」を開催し、男女が対等な立場で互いの人権を尊重する関係について考える機会を提供するなど、DV未然防止教育の取組を促進しています。

本書は、高等学校の先生方が生徒に対して行うDV未然防止教育資料として作成したのですが、平成26年1月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されたことなどを踏まえ改訂版を作成しました。

改訂版は、引き続き高校生のDV未然防止教育資料として活用いただくことに加え、平成27年2月の「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(改定版)」に盛り込まれた「中学生へのデートDV啓発講座の開催」等を視野に入れ、新たに中学校にも配布し、中学校の先生方のDVへの理解促進に活用いただくこととしています。

なお、本書は、別冊の「高校生のためのDV未然防止講座資料」に即して作成していますので、参考にしてください。

2 DV未然防止教育の必要性

DV未然防止教育は、10代という若い時期に、DVについて学ぶことにより、若い世代がDVの被害者又は加害者になることを予防し、男女が対等で互いに尊重できる関係をつくることを目的としています。

DV未然防止教育が必要とされる理由として、次の三つが挙げられます。

一つめは、DVは大人だけの問題ではなく、大学生や高校生など若い世代の恋人間でも起こっているからです。このため、若い人たちが親密な関係を持ち始める前に、DVに関する教育を実施することが求められています。

二つめは、DVの加害者となった大人が自分を変えるには、大変な時間と労力を要するため、若いうちに対等で尊重しあう男女関係について学ぶことが望ましいからです。

三つめは、DVの被害者にとっては、周りに良き理解者がいることが重要になるからです。特に、若い人にとって、一番の相談相手となるのは友だちであり、その友だちがDVのことを学び、正しく理解している場合は適切に対応できますが、正しく理解していない場合は被害者を余計に傷つけてしまうことがあるので、誰もがDVのことを学び、正しい知識を身につけておく必要があります。

このため、県では、DV未然防止教育を、学校の授業の一環として実施してもらおう仕組みをつくるべ

く、平成23年度からDV未然防止講座を開催していますが、そこでは、ロールプレイやグループワークなどを使って、具体的で、分かりやすく、高校生がより身近な問題として感じてもらえるような情報提供を行っています。

3 参考文献

- ・「デートDV防止プログラム実施向けワークブック 相手を尊重する関係をつくるために」
山口のり子・アウェア著 2003（梨の木舎）
- ・「愛する、愛される デートDVをなくす・若者のためのレッスン」
山口のり子著 2004（厚徳社）
- ・「束縛は愛情？子どもたちの恋愛観からデートDVを考える」
山口のりこ講演会抄録
- ・「暴力のない対等な関係を築くために」高校生向けDV防止啓発資料 2008
- ・「暴力のない対等な関係を築くために」教師用説明資料 2008
（熊本県男女共同参画・パートナーシップ推進課発行）
- ・「デートDV予防啓発ワークブック お互いを尊重する関係の築き方」2008
- ・「いわてDV予防啓発プログラム 指導の手引き」2008
（岩手県青少年・男女共同参画課発行）
- ・「DV予防ハイスクール・セミナー お互いを尊重する関係の築き方」2009
- ・「DV予防ハイスクール・セミナー 指導の手引き」2009
（秋田県男女共同参画課発行）
- ・「人と人とのよりよい関係をつくるために交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」
指導者用手引 2010（内閣府男女共同参画局）
- ・「人権・同和教育だより 第96号」（愛媛県教育委員会人権教育課）
- ・「配偶者からの暴力防止にかかわる関連法令・制度の概要」（内閣府男女共同参画局HP）
- ・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（改定版）」2015
（愛媛県男女参画・県民協働課発行）

第2章 学習の進め方

1 DVって何? (高校生向け 1～3 ページ)

【ねらい】

DVの定義、暴力の種類、DVの特性について理解する。

【進め方】

1～3ページを開かせて、DVとは何かを説明する。

(1) DVとは (1 ページ)

【発言例】

- ・皆さんは、「DV」という言葉を知っていますか? また、「デートDV」という言葉を聞いたことがありますか?

(参考) DVの認知度

平成26年度に、愛媛県が、県内に在住する満20歳以上の男女(標本数2,000人)を対象に実施した男女共同参画に関する世論調査においては、「DV」を知っていると回答した人の割合は、89.0%となっています。

また、平成27年度に、県が実施した大学生向けのデートDV防止啓発講座の受講生のアンケート結果においては、「DV」を知っていたと回答した人の割合は96.3%、「デートDV」を知っていたと回答した人の割合は71.6%となっています。

- ・DVとは、ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略で、夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった間柄で起こる暴力のことです。その中でも、恋人間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。
- ・DVは、親密な相手を暴力によって支配しようとするもので、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、たとえどんな理由があろうとも決して許されるものではありません。
- ・「人権侵害」とは、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利、幸せに生きるための権利を侵すこと、奪うことを言います。

(2) DVの種類 (1 ページ)

【発言例】

- ・暴力というと、「殴る、ける」などの身体への暴力のことだと思いがちですが、身体への暴力だけではありません。例えば、言葉での暴力(ここでは、「精神的暴力」に分類)が一番傷ついたという被害者も大勢います。相手を自分の思いどおりに動かそうとする行為、相手のイヤなことを強要する行為は、全て暴力に当たるのです。
- ・DVの種類には、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的暴力」、「経済的暴力」などがありますが、いずれも相手の体や心を傷つける暴力であることに気が付きましょう。
※表の例を使って説明する。
- ・こうした暴力は、一つの種類だけで起こることは少なく、多くの場合、何種類かの暴力が重なって起こります。また、暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向があるため、DVには早期の発見・対応が必要となります。

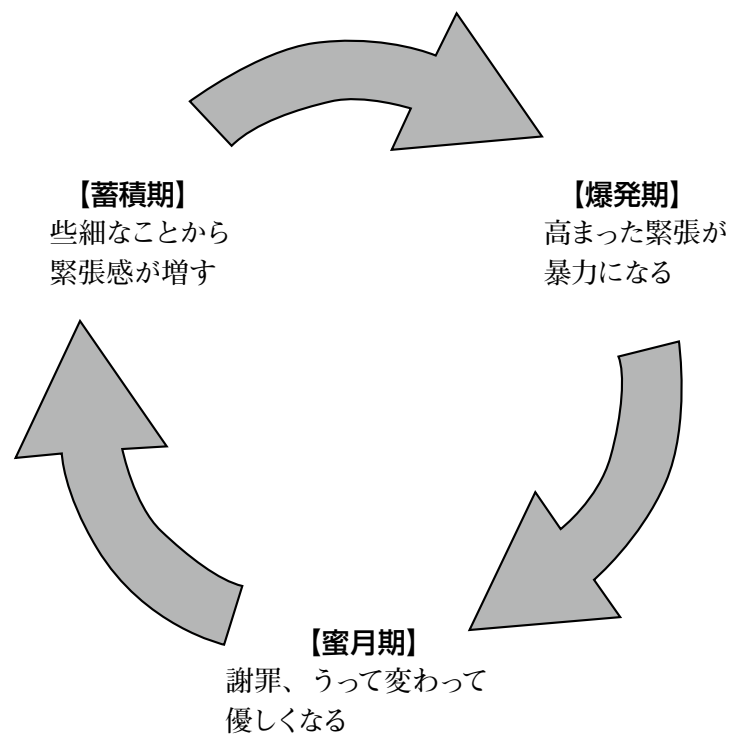
(参考) DVのサイクル

DVには、多くの場合、次のようなサイクルがあるとされており、とても乱暴であったかと思えば、一転して反省し、別人のように優しくなったりということを繰り返します。

このサイクルは加害者の逮捕や起訴といった外部からの決定的な介入がない限り、なかなか止められません。

そして、月日の経過とともにサイクルの速度が増し、暴力の頻度が高まったり、深刻化したりする傾向があるとされています。

(注) ただし、すべての事例について当てはまるわけではありません。



【留意点】

- ・ 講義をする前に、「男女のカップルにおいては、男性がDV被害を受けることもありますが、圧倒的に女性の被害者が多いのが現状です。この授業では、そうした被害の実態を踏まえて、主に男性を加害者、女性を被害者に想定した事例を取り上げているので、理解してください。」と説明するなど、配慮すること。
- ・ 暴力には、身体への暴力以外にも、いろいろな暴力があることをしっかりと認識させる。特に、精神的暴力については、若い世代にとって身近な問題でありながら、暴力とは思われていないところがあるので、重点的に取り上げて説明する。

(3) DVに関するQ&A (2ページ)

【発言例】

- ・ ここでは、よく聞かれるDVに関する質問やDVに対する誤った考えについて取り上げ、DVの特性について学んでいきます。
- ※ Q&Aの中から、いくつかを抜粋して読み上げながら説明する。

Q1 DVとけんかは違うの？

- ・夫婦げんかや恋人同士のけんかは、お互いが対等な立場で意見をぶつけあうことなのに対して、DVは、一方が優位な立場に立ち、相手を思うように支配することです。その手段として暴力を使います。対等な関係ではなく、けんかとは違います。

Q2 好きになったら相手を束縛するのは当然？

- ・皆さんは、夫婦や恋人同士ならば、相手を束縛するのは当然だと思いませんか。
- ・束縛することと愛情を取り違えないでください。愛情には相手に対する尊重がありますが、束縛には相手に対する尊重がありません。
- ・特に、行き過ぎた束縛は、相手を自分の「モノ」とみなす所有欲や支配欲の表れであり、相手を束縛することは、相手の人格を傷つける行為です。

Q3 暴力を振るわれる側にも問題があるの？

- ・暴力を振るう人は、自分を正当化するために、「お前が言うとおりにしないからだ」とか、「お前が悪いからだ」などと言って被害者のせいにすることがあります。
- ・また、被害者の中には、「自分が悪いのだから、暴力を受けても仕方ない」と自分を責める場合があります。しかし、暴力は、振るわれる側ではなく、振るう側に責任があり、たとえどんな理由があっても許されるものではありません。

Q4 DVの被害者はどうして逃げないの？

- ・皆さんの中には、「DVを受けているのに、なぜ逃げないの」と思われる人がいるかもしれません。
- ・しかし、被害者は、心身ともに傷つき、逃げる力を失ってしまい、「逃げない」のではなく、「逃げられない」状態になっているのです。
- ・その背景には、「逃げると更にひどい暴力を受けるのではないか」という恐怖感や、「逃げ出しても、自立して生活していけるだろうか」という経済的な不安、「子どものために」という親としての責任感、日常的に暴力を振るわれ続けることにより、つらいという感覚がマヒしてしまうこと、などがあると言われています。
- ・また、加害者は、暴力を振るったあとに、優しく振舞ったり、謝罪してプレゼントを贈ったりすることで、被害者は「いつか相手は変わってくれるのではないか」という期待を抱いてしまう場合があります。しかし、多くの加害者は暴力を繰り返すため、被害者はDVから逃げるのが難しくなってしまうのです。

(参考) 別れられない実態

内閣府の調査(男女間における暴力に関する調査(平成26年12月)、以下「内閣府調査」という。)では、初めて被害を受けたとき、相手との関係をどうしたかという質問に対して、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」という人は、配偶者からの被害者では、女性は45.8%、男性は28.9%であり、交際相手からの被害者では、女性は28.9%、男性は22.0%となっており、暴力の被害者は、「別れない」のではなく、「別れられない」実態があるのです。

交際相手と別れなかった理由の主なものは、「相手が変わってくれるかもしれないと思った(男

女計50.0%)」「相手が別れることに同意しなかった(同31.9%)」「相手には自分が必要だと思った(同27.8%)」などとなっています。

Q5 被害者にはどんな影響があるの？

- ・被害者は、配偶者や恋人から暴力を受けることによって、身体的に傷つくだけでなく、精神的な不調をきたすことも多く、また、暴力を受けた影響がその後も長く続くこともあります。

(参考) PTSD (post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害)

生死に関わるような災害や脅威が及ぶような出来事(トラウマ)を体験することによって生じる、様々なストレス障害のことを言います。

<主な症状>

- ・意図しないのに外傷的な体験が繰り返し思い出されたり、夢に登場する。
- ・体験を思い出すような状況や場面を、意識的または無意識的に避け続ける。
- ・あらゆる物音や刺激に過敏になったり、不眠やイライラが続く。

Q6 DVの加害者はどんな人？

- ・DVの加害者には、年齢、学歴、職業、収入などについて、特定のタイプはありません。
- ・普段から粗暴な加害者の場合もあれば、人当たりが良く、とても暴力を振るっているとは思えない人が加害者である場合もあります。
- ・誰もがDVの加害者になる可能性がありますので、自分には関係ないことだとは思えないでください。

Q7 DVは大人だけの問題？

- ・DVは大人だけの問題ではなく、大学生や高校生など若い世代の恋人間でも起こっています。恋人間で起こる暴力のことを「デートDV」と言いますが、暴力の種類や内容は、大人のDVと全く変わりません。
- ・最近では、携帯電話を使って、相手を束縛するケースなども多いようですが、こうした問題は、周囲からはなかなか気づきにくいという特徴があります。

(参考) DV防止法の対象

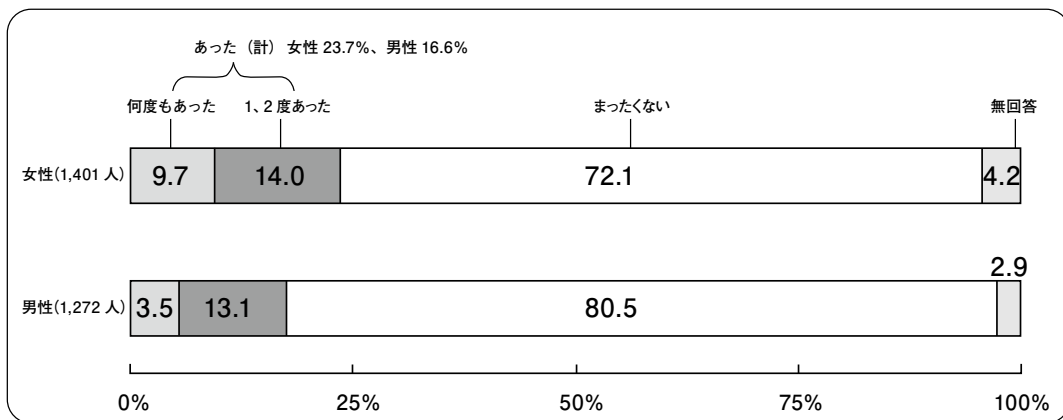
平成25年度に改正されたDV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)では、配偶者(夫婦又は夫婦であった男女を指し、事実婚を含む)からの暴力に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も適用対象となったことから、「デートDV」の一部については対象となりました。

Q8 DVはどのくらい起きているの？

- ・内閣府調査では、配偶者から、「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか一つでも受けたことがある女性は、23.7%(男性は16.6%)とおおよそ4人に1人となっています。
- ・また、交際相手から上記のDVのいずれか一つでも受けたことがあったと答えた女性は、19.1%(男性10.6%)となっています。
- ・DVの被害者は圧倒的に女性の方が多くなっていますが、男性の被害者もいます。
- ・DVは、決して他人事ではなく、誰にでも起こりうる身近な問題であることに注意しましょう。

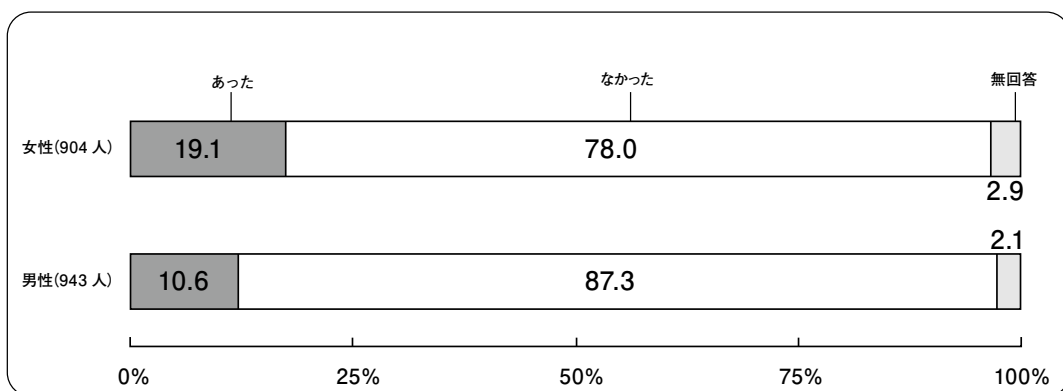
(参考) DVの実態

配偶者からの被害経験 －「いずれかの行為を一つでも受けたことがある」－



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年実施）より

交際相手からの被害経験 －「いずれかの行為を一つでも受けたことがある」－



出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成26年実施）より

Q9 DVはなぜ起こるの？

- ・ここでは、DVはなぜ起こるのかについて考えてみたいと思います。
- ・DVを起こす要因としては、次の三つがあるとされています。
- ・一つめの要因として、相手を「支配（コントロール）したいという欲求」があります。DVとは、力で相手を支配して、自分の思いどおりに相手を動かそうとすることです。加害者は、相手を支配するために、手段として暴力を選んでいるのです。そこには、相手を対等な人間と見なし、尊重しようという姿勢はありません。
- ・二つめの要因として、「暴力で問題を解決してもいい」という誤った認識や、暴力を容認する姿勢が、少なからず社会に存在するからです。こうした認識や風潮に慣れてしまうと、相手が間違っているときや愛情があるならば、暴力を振るっても仕方ないと考えてしまう可能性があります。しかし、どんな事情があったとしても、暴力を振るっていいという理由にはなりませんし、暴力では何も解決しません。
- ・三つめの要因として、男のくせに泣くな、女なのに気が利かない、といった男らしさ・女らしさに対する

偏見があります。「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれすぎると、男女が対等な立場ではなく、男性が女性よりも優位なものと考えたり、男女を上下や主従の関係でとらえるような意識が強くなり、そういう男女の関係からDVが起りやすくなるのです。

(参考) ジェンダー・バイアス (gender bias)

男らしさ・女らしさに対する偏見のこと。「ジェンダー」は社会や文化によって形成された性別を示す概念であり、「バイアス」は偏見を意味します。例えば、「男は仕事、女な家事・育児」などのように、男女の役割について固定的な観念を持つことは、これに当たります。

国の第4次男女共同参画基本計画では、「人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス/sex) がある。一方、社会的通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた『男性像』、『女性像』があり、このような男性、女性の別を『社会的・文化的に形成された性別』(ジェンダー/gender) という。『社会的・文化的に形成された性別』は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。」と説明されているように、男女という性別がある限り、男らしさ、女らしさはあると考えられており、男女共同参画社会は、男らしさ、女らしさを否定するものではありません。

しかし、その概念は、時代や社会情勢によって変わるし、人によって異なるものであり、男らしさ、女らしさを強調しすぎることにより、性別による固定的役割分担意識が醸成・強化され、その結果、性別による差別的取り扱いが行われたりして、個性や能力を発揮する機会が奪われることは適当ではありません。

- ・ 「男らしさ」、「女らしさ」については、次の『「男らしさ」「女らしさ」とはどんなこと?』で、もう一度考えてみたいと思います。

2 「男らしさ」「女らしさ」とはどんなこと？（高校生向け4ページ）

【ねらい】

みんなが持っている「男らしさ」、「女らしさ」に対する偏見に気づき、そのとらわれがDVに結びつくことを理解する。

【進め方】

4ページを開かせて、「男らしさ」、「女らしさ」とはどういうことかについて考えさせ、何人かの生徒に代表して発表させる。

(1) 男らしさ、女らしさについて

【発言例】

- ・4ページの「男らしさ」と「女らしさ」の欄に、「男らしさ」、「女らしさ」とはどのようなものか、みんなを考えてみましょう。

※生徒が各自記入

※何人かの生徒に発表させ、その内容を黒板に記入する。

- ・皆さんが考えてくれた「男らしさ」は、「頼りがいがある」とか「我慢強い」というイメージ、「女らしさ」は、「従順」とか「控えめ」というイメージが多かったように思います。
- ・「男らしさ」、「女らしさ」をイメージすることに、正解があるわけではありません。また、こうした「男らしさ」、「女らしさ」は、それ自体が良い、悪いというものではなく、男女という性別がある限り、「男らしさ」、「女らしさ」はあると考えられています。
- ・しかし、それは、時代や社会情勢によって変わってきますし、人によって異なるものです。「男らしさ」、「女らしさ」をあまり強調しすぎると、性別による差別的な取り扱いが行われたり、男女間におけるDV行動につながる要因にもなりますので、「男らしさ」、「女らしさ」の偏りにとらわれすぎないことが大切なのです。

(2) 自分らしさについて

【発言例】

- ・次に、「自分らしさ」について考えてみましょう。あまり、「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれすぎると、本当の「自分らしさ」を見失ってしまうことも考えられます。「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれない、本当の「自分らしさ」について、自分が思いつくことを書いてみましょう。

※各自で記入し、何人かの生徒に発表してもらおう。

- ・先ほど、皆さんが発表してくれた「男らしさ」、「女らしさ」のイメージについて、「自分にはちょっと当てはまらないな」と感じた人もいるのではないのでしょうか。「男らしさ」、「女らしさ」を基準にものごとを考えるのではなく、「自分らしさ」を大切にしましょう。

【留意点】

- ・「男らしさ」、「女らしさ」ではなく、個人の考えを尊重する「自分らしさ」を、性の違いよりもその人の個性を大切にすることを理解させる。

3 チェックしてみよう！（高校生向け5ページ）

【ねらい】

1～4ページまでで学んだことを復習しながら、自分や交際相手の言動にDVの兆候がないかをチェックさせ、自分自身のことを振り返るきっかけにしよう。

【進め方】

5ページを開かせて、チェックシートにチェックさせ、以下のことについて説明する。

【発言例】

・DVについてここまで学んできましたが、おさらいの意味も込めて、ここでチェックシートに記入してもらいます。

※5ページを開いて、各自チェックシートにチェックさせる。

- ・暴力の被害に遭っていないか、または、暴力を振るっていないかをチェックしてみましょう。こんなことをされた経験はありませんか。逆に行ったことはありませんか。
- ・ここに挙げたものは、暴力のほんの一例です。被害者の立場から見た暴力について、全体的に精神的暴力に関するチェック項目を多く取り上げています。

（参考）チェックシートの分類（暴力の種類）

- ・身体的暴力…1
- ・精神的暴力…2、3、4、5、6、7、8、9、10 ※2は身体的暴力と関連
- ・性的暴力……11
- ・経済的暴力…12
- ・このチェックシートは、自分や相手の態度が、暴力的な態度かどうかを見分けるためのものであり、いくつチェックが付いたからDVに「該当する」、「該当しない」と判定するためのものではありませんので、注意してください。
- ・もし皆さんの中で、このような経験がある、思い当たる節があるという場合には、交際相手との関係をもう一度見直してみてください。
- ・もし、何か不安に思うことがある場合は、保護者や学校の先生、専門の相談機関に相談してください。

4 こんなことは起こってないかな？（高校生向け 6 ページ）

【ねらい】

交際中の男女の事例を通して、加害者や被害者の気持ちになって考えるとともに、交際相手に対してどう接するべきかについて学ぶ。

【進め方】

- ・協力してくれる生徒2名に、6ページの男女の役を演じてもらう（ロールプレイ）。
- ※事例2でロールプレイを行う場合は、次のシナリオを使用してください。

<事例2：ロールプレイ用シナリオ>

ナレーション： 一郎さんと花子さんの二人は交際中で、学校の行き帰りはもちろん、いつも一緒にいます。

ある時、花子さんは、一郎さんが別の女の子と仲良く話しているところを目撃しました。

花子さん： 「ひどい！なんで私以外の女の子と仲良くしゃべっているのよ！」

ナレーション： と行って、花子さんは一郎さんに詰め寄りました。

一郎さん： 「何言ってるんだよ。同級生なんだから、仲良くして当然だろ。」

ナレーション： と言うと、

花子さん： 「この間だって、私と一緒にいるときに女の子からメールが来たって、うれしそうにしていたじゃない。」

ナレーション： と更に詰め寄りました。

一郎さん： 「うれしそうになんかしていないよ。」

ナレーション： と反論しましたが、

花子さん： 「私以外の女の子と話すのは禁止！ケータイのアドレス帳も消しちゃう！」

ナレーション： と行って、花子さんは一郎さんの携帯電話を取り上げ、勝手にアドレス帳を削除し始めたので、一郎さんはあっけにとられてしまいました。

※時間があれば、役を演じた生徒に、彼氏の気持ち、彼女の気持ちについて、感想を述べてもらう。

- ・その後で、グループごとに、問1～3について話し合い、代表者に発表してもらう。

【発言例】

- ・これから、6ページの交際中の男女の会話を演じてもらいますので、終わったら、グループに分かれて、次の問いについて話し合ってみてください。

～生徒の発表後～

- ・DVとは、これまで学んできたとおり、力で相手を支配して、自分の思いどおりに相手を動かそうとすることです。事例1の場合、A男は、「B子を自分の思いどおりにしたい」という思いから、「お前」という言葉を何度も使ったり、命令口調で話をしているように見えます。また、事例2の場合、Q&Aでも取り上げたように、花子さんには、「恋人同士ならば、相手を束縛するのは当然」だという思い込みがあるように見えます。
- ・また、交際している恋人の場合、「愛しているから」とか、「愛されているから」と考えてしまうた

め、自分の暴力や相手の暴力に気付かないことがあります。事例1の場合も、B子が、「こんなに怒るなんて、やっぱりA男は私のことを好きなのかなあ…」と心の中でつぶやく箇所がありますが、B子は、「愛されているのだから仕方ない」と、部活に行くのを諦めて、A男の言うとおりにしたように見えます。

- ・ いずれの事例の場合も、「一方が相手の気持ちを無視し、尊重していない」という点、「二人の関係が対等でない」という点が共通しています。
- ・ 二人はどうすべきであったのかということについては、皆さんからいろいろな意見を出してもらいましたが、対等な関係の重要性については、次の「お互いを尊重するコミュニケーションとは」のところで、改めて取り上げたいと思います。

5 お互いを尊重するコミュニケーションとは（高校生向け 7～8 ページ）

【ねらい】

相手に自分の考えをしっかりと伝えるとともに、相手の価値観や考えを理解する方法について学び、お互いを尊重するコミュニケーションについて考える。

【進め方】

7ページを開かせ、IメッセージとYOUメッセージについて説明した後で、協力してくれる生徒に、8ページの演習の会話を演じてもらう。

【発言例】

- ・ お互いを尊重するコミュニケーションを行うためには、自分の気持ちや考えを率直に相手に伝えること（これを「I（私）メッセージ」と言います。）と、相手の気持ちや考えをじっくりと聞くこと（これを「傾聴」と言います。）が大切です。
- ・ 「Iメッセージ」とは、「私」を主語にした表現で、率直でオープンに、思いを相手に伝える言い方です。反対に、「相手」を主語にした表現を「YOU（あなた）メッセージ」と言います。
- ・ 次の事例のように、YOUメッセージは、相手にとっては、批判されたり、責められたり、攻撃されたりするように聞こえがちなので、できるだけ使わないように注意しましょう。
※会話の事例について読み上げるか、または生徒に演じてもらう。
- ・ 一方、Iメッセージで言うと、相手を責めないで、自分の気持ちを伝えることができますので、日頃から、Iメッセージを使うよう心がけましょう。
- ・ それでは、これまでの内容を踏まえて、8ページの演習をやってみましょう。
※8ページの事例について、何人かの生徒に、あなたが媛子さんなら、太郎さんに何と言うか、それに対して太郎さんがどう反応するかについて答えてもらい、お互いを尊重するコミュニケーションになっているかについて、みんなで話し合う。

（参考）アサーション（assertion）

アサーションは、1950年代のアメリカで、自己主張が苦手な人のコミュニケーションの手法として編み出されたもので、人間として対等な立場で相手の考えを尊重しながら、自分の考えもきちんと主張し、互いに理解し合うためのコミュニケーションの手法であり、「私」を主語にした表現方法が、アサーションでは有効とされています。

なお、アサーションの理論では、コミュニケーションの方法を、「ノンアサーティブ」、「アグレッシブ」、「アサーティブ」の三つのタイプに分けて考えます。

- ・ ノンアサーティブ（受身的・非主張的）

自分の感情は押し殺して、相手に合わせるようなやり方

- ・ アグレッシブ（攻撃的）

自分のことを中心に考え、相手のことは全く考えないやり方

- ・ アサーティブ

自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮するやり方

(例示)

媛子さんの発言		太郎さんの反応
「気にしてないからいいわよ」 【受身的な表現】	⇒	「30分ぐらい、いいよね」 (反省の色なし)
「何してたのよ。時間にルーズなんだから。 いい加減にしてよ」 【攻撃的な表現】	⇒	「なんだよ、偉そうに」 (感情的になる)
「寝坊したの？ どこかで事故にでもあったのかと心配したのよ」 【アサーティブな表現】	⇒	「ごめん。次から気をつけるよ」 (心から反省)

※詳しくは、「人権・同和教育だより 第96号」(人権教育課)をご参照ください。

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/index002.html>

(参考) 傾聴

傾聴とは、「こちらの聞きたいこと」を「聞く」(Hear)のではなく、「相手の言いたいこと、伝えたいこと」を受容的・共感的態度で「聴く」(Listen)ことであり、相手が自分の考えを整理し、納得のいく結論に到達するよう支援することです。

傾聴を心がけることが、コミュニケーション能力を高める第一歩となります。

6 お互いに尊重できる関係をつくるために（高校生向け 9 ページ）

【ねらい】

将来にわたってDVの被害者にも加害者にもならないために、相手と対等な立場で、お互いに尊重しあえる関係（パートナーシップ）をつくるためにはどうすればよいかを理解させる。

【進め方】

9 ページを開かせて、お互いに尊重しあえる関係の築き方について説明する。

（1）暴力を絶対振るわない

【発言例】

- ・ここでは、DVの被害者にも加害者にもならないよう、相手と対等な立場で、お互いに尊重しあえる関係（パートナーシップ）をつくるためにはどうすればよいかを考えてみましょう
- ・社会の中には、暴力を容認してしまう誤った認識がありますが、たとえどんな理由があったとしても、暴力を振るっていいという理由にはなりません。
- ・暴力は決して問題解決の方法にはなりません。言葉でコミュニケーションを取ることによって、問題を解決するなど、暴力を使わずに問題を解決する方法を見つけましょう。
- ・もし暴力を振るいたくなったら、怒りの感情を態度や行動で表すのではなく、なぜ腹が立ったのかを言葉で伝えましょう。イライラしたときは、少し時間を置いてみる（タイムアウト）も有効です。
- ・暴力は愛情ではありません。愛していれば、決して暴力は振るわないはず。同様に、束縛や独占も愛情ではないことに気が付きましょう。

（2）自分らしさを大切にする

【発言例】

- ・「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれすぎると、相手を支配する、相手から支配されるという関係に陥る危険性があります。「男らしさ」や「女らしさ」で、自分の考えや行動を決めるのではなく、「自分らしさ」を大切することを覚えましょう。
- ・皆さんは、自分のことは自分で決めることができます。自分で考え、判断し、行動し、責任を取ることを「自立」と言いますが、自分の気持ちを大切にして、自分が嫌なことは、相手に対してはっきりと「NO」と言えるようにしましょう。その代わりに、相手の「NO」も受け入れるように心がけましょう。

（3）相手を尊重する

【発言例】

- ・自分らしさを大切にすることは、当然、相手の自分らしさも大切にする、つまり、相手を尊重することにつながります。
- ・相手を自分と同じように尊重することで、はじめて対等な関係を築くことができます。対等な関係には暴力は起こりません。
- ・そのためには、相手の話にじっくりと耳を傾け、自分とは違う相手の考えや価値観を認め、受け入れることが必要となります。
- ・そして、自分の気持ちを、Iメッセージを使って、きちんと相手に伝えるようにしましょう。

7 DVかな?と思ったら (高校生向け 10 ページ)

【ねらい】

DVをより身近な問題として考えるために、自分が被害者になった場合や友だちが暴力を振るわれている場合、友だちが暴力を振っている場合などを想定して、それぞれの当事者の立場になって、自分がどうするべきかについて考える。

【進め方】

10ページを開かせて、それぞれのケースについて読み上げて説明する。

(1) あなたが暴力を振るわれたら

【発言例】

- ・もしあなたが、交際している相手のことを「怖い」と感じているのならば、DVを受けている可能性があります。
- ・暴力は繰り返され、次第にエスカレートする傾向がありますので、早期の発見・対応が必要です。思い切って誰かに相談することが被害を軽くする近道となります。
- ・また、次のページにあるとおり、専門の相談機関があることを覚えておいてください。

(2) 友だちから相談を受けたら

【発言例】

- ・内閣府調査では、DVの被害にあった場合、友人・知人に相談したという人が一番多くなっています。この場合、その友だちがDVのことを知っている場合は適切に対応することができますが、DVのことを知らない場合は、被害者を余計に傷つけたりすることがあります(これを「二次被害」と言います)。だから、みんながDVについて学ぶ必要があるのです。

(参考) 交際相手からの被害の相談先

内閣府調査では、女性では53.8%と過半数が「友人・知人に相談した」と答えており、次いで「家族や親戚に相談した」が21.4%となっています。

- ・まず、友だちの話を、じっくり聞いてください。
- ・「暴力は悪いこと」とはっきり伝えてください。
- ・「どうして別れないの」など、友だちを責めるような言い方をしたり、「愛されているからよ」、「よくある話」などと言って、あなたの考えを押しつけないよう注意してください。
- ・できるだけ早く保護者や学校の先生、専門の相談機関に相談することを勧めてください。
- ・相談された内容については、決して他の人に漏らさないよう気を付けてください。

【留意点】

- ・悩んでいる人は、苦しさをどうすればいいのかという答え(解決策)を求めているというよりは、むしろ自分の苦しみを相手に分かって欲しいと思っていることを理解させ、悩んでいる友だちの苦しみに対して共感的な態度で接すること、友だちのつらい気持ちに寄り添ってあげることが大事であることを説明する。

(3) 友だちがDVをしていたら

【発言例】

- ・ DVをしているところを見かけた場合には、一人で抱え込まず先生や信頼できる大人にまずは相談してください。
- ・ DVをしてしまうという相談を受けた場合には、暴力を振るった友だちの人格を否定しないように注意しながら、暴力は絶対許されない行為であることを伝えてください。
- ・ 加害者のための相談機関があることも伝えてあげましょう。

8 県内の主なDV相談窓口（高校生向け 裏表紙）

【進め方】

裏表紙を開かせて、相談窓口について説明する。

【発言例】

- ・ DVで悩んでいる場合は、ひとりで悩まないで、このページにある相談機関に相談してください。相談は無料で、秘密は厳守されます。
- ・ この表では、主な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターである県の福祉総合支援センターと男女共同参画センターや警察などを取り上げていますが、各市町にも相談窓口がありますので、調べてみてください。
- ・ また、内閣府が設置している「DV相談ナビ（☎0570-0-55210）」を使えば、自分の住まいに近い相談窓口を知ることができます。
- ・ 繰り返しになりますが、早く相談することが、DVの被害を軽くし、問題解決への近道となることを忘れないでください。

◎参考資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)の概要

1 施行

平成13年10月13日施行(一部は平成14年4月1日施行)

改正法は、平成16年12月2日、平成20年1月11日、平成26年1月3日及び平成26年10月1日施行

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」のうち、「配偶者」とは婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の者、及び離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)の者も含みます。男性、女性の別は問いません。

また、「暴力」とは、身体に対する暴力(不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすもの)、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指しています。

なお、保護命令に関する部分については、身体に対する暴力と生命・身体に対する脅迫を対象としています。
※交際中の男女間の暴力である「デートDV」は、これまでDV防止法の対象ではありませんでしたが、平成25年度の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力は対象とされました。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めるものとされています。

○配偶者暴力相談支援センターの具体的な業務は、

- 1 相談又は相談機関の紹介
- 2 カウンセリング
- 3 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 4 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- 5 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- 6 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

○配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努める。

(3) 保護命令

被害者が配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、被害者からの申立てにより、裁判所が加害者(事実婚の者及び元配偶者を含みます。)に対し発する命令で、以下の5つの類型があります。

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

なお、保護命令の申立ては、自分で申立書に必要な書類を添付して行うこととなっています。書類作成上の問合せは、お近くの地方裁判所で相談できます。

① **被害者への接近禁止命令**

加害者が被害者へのつきまといや被害者の住居（加害者と共に生活の本拠とする住居を除く）・勤務先等の近くのはいかいを禁止するもの。期間は6カ月間。

② **被害者への電話等禁止命令**

加害者に、被害者本人に対し、面会の要求、夜間の電話・FAX・電子メールなど（電話等）を禁止するもの。期間は6カ月間。

③ **被害者の同居の子への接近禁止命令**

加害者に、被害者と同居の未成年の子へのつきまといや子の学校等の近くのはいかいを禁止するもの。期間は6カ月間。

④ **被害者の親族等への接近禁止命令**

加害者に、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（親族等）へのつきまといや住居、勤務先等の近くのはいかいを禁止するもの。期間は6カ月間。

⑤ **被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令**

加害者に、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去及び住居の近くのはいかいを禁止するもの。期間は2カ月間。

(4) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

「男女間における暴力に関する調査」報告書〈概要版〉

内閣府男女共同参画局

I 調査の概要

1 調査目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下、「配偶者暴力防止法」という。）では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。また、「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的・継続的な実態把握の調査に努めることとしている。

男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、これまで、平成 11 年度、平成 14 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度に、全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施している。

前回調査から 3 年後に当たる平成 26 年度においても、これらの先行調査を踏まえつつ、今後の男女間における暴力対策の推進に資することを目的とし、国内の男女間における暴力の実態を把握する。

2 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の男女
- (2) 標本数 5,000 人
- (3) 抽出法 層化二段無作為抽出法

3 調査時期

平成 26 年 12 月

4 調査方法

郵送留置訪問回収法

（回収は、対象者自身が回収用封筒に記入済みの調査票を密封したものを、調査員が回収した。また、対象者本人が希望した場合には、郵送回収またはオンライン回答とした。）

5 回収結果

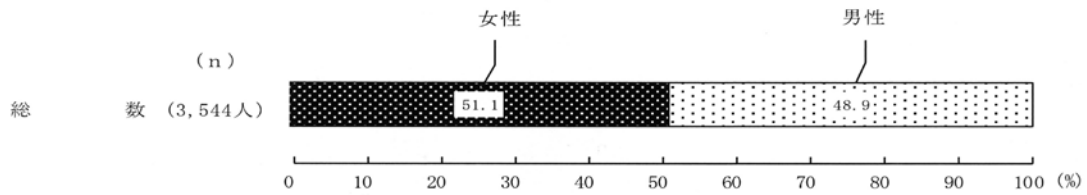
- (1) 有効回収数（率） 3,544 人（70.9%）
（内訳） 女性 1,811 人 男性 1,733 人
- (2) 回収不能数（率） 1,456 人（29.1%）

回収不能理由内訳

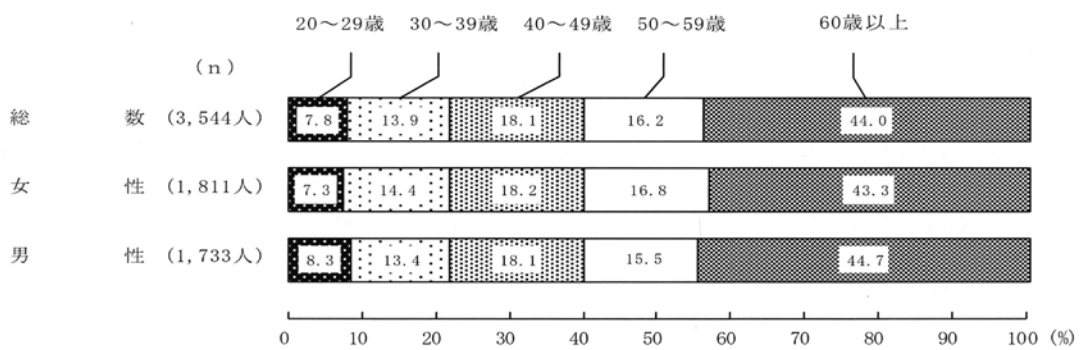
転居	24（0.5%）	調査票不達	2（0.0%）
長期不在	36（0.7%）	郵送依頼未回収	168（3.4%）
一時不在	366（7.3%）	web 希望未回答	77（1.5%）
住所不明	15（0.3%）	白票	44（0.9%）
拒否	528（10.6%）	その他	196（3.9%）

6 回答者の属性

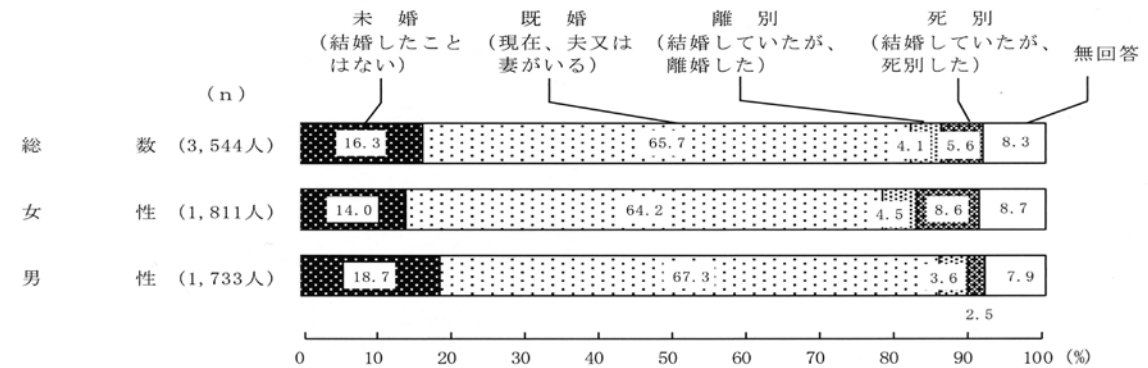
(1) 性別



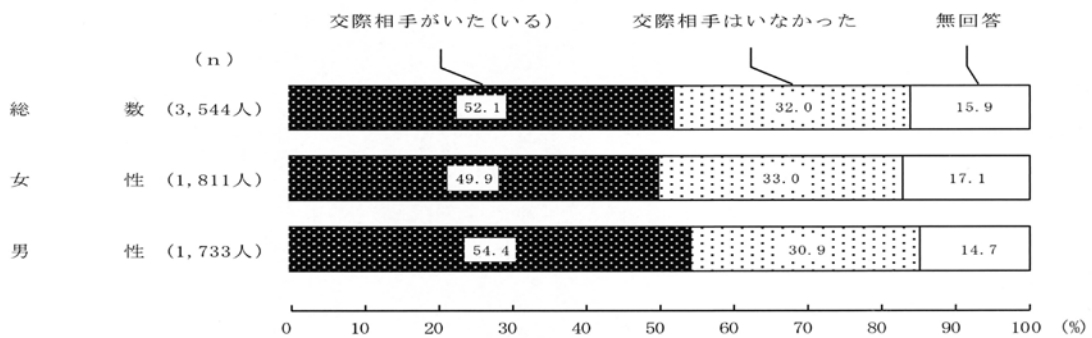
(2) 年齢



(3) 未既婚



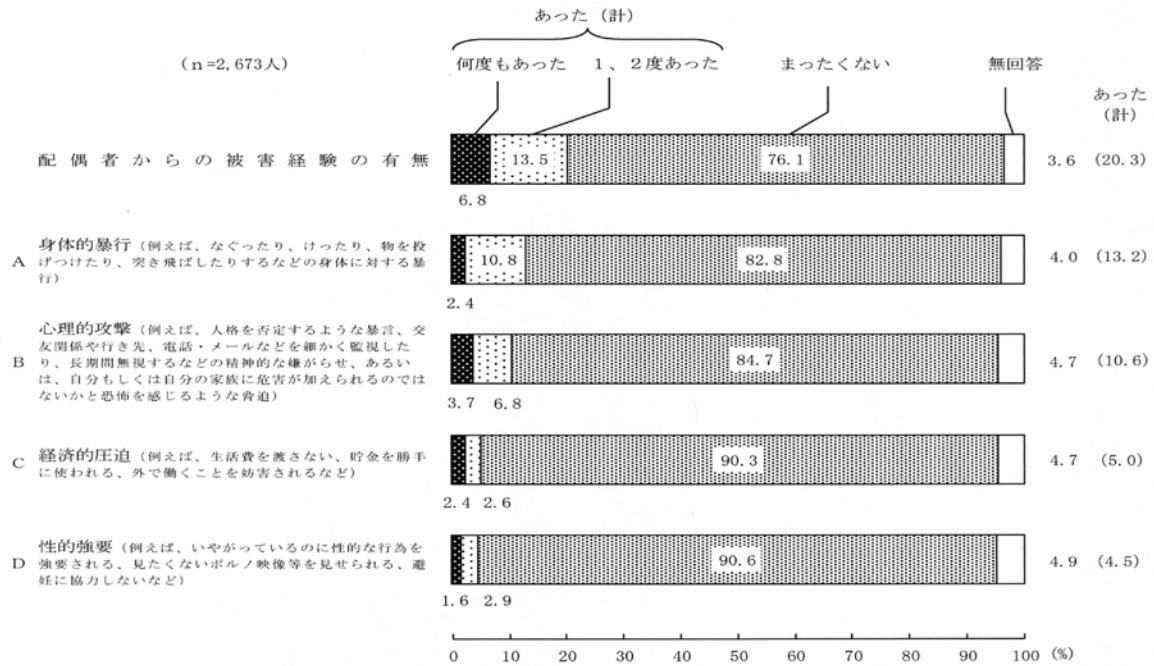
(4) 交際相手の有無



II 配偶者からの被害経験

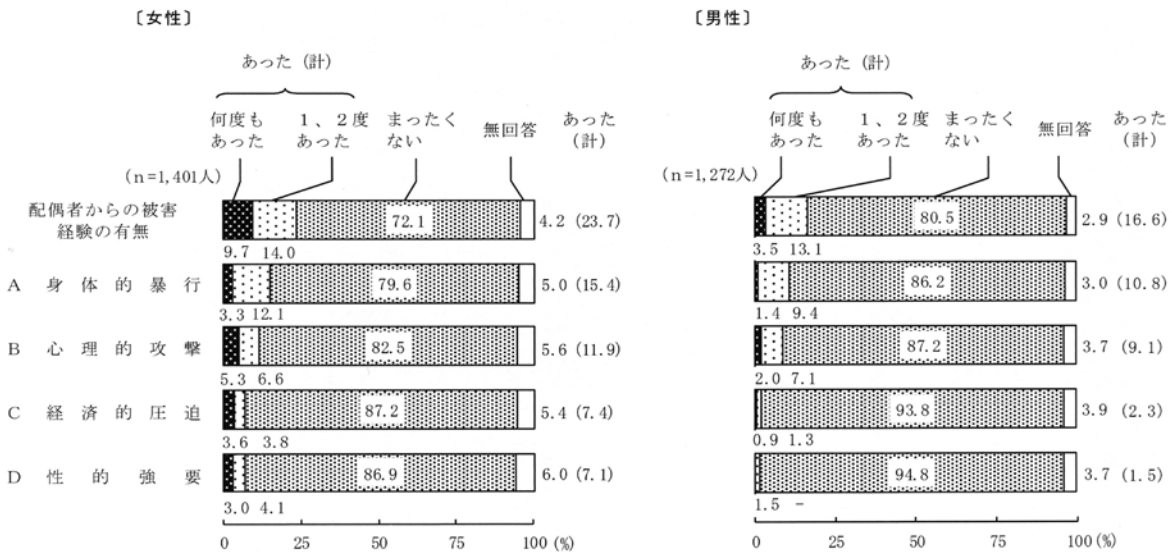
1 配偶者からの被害経験

約5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



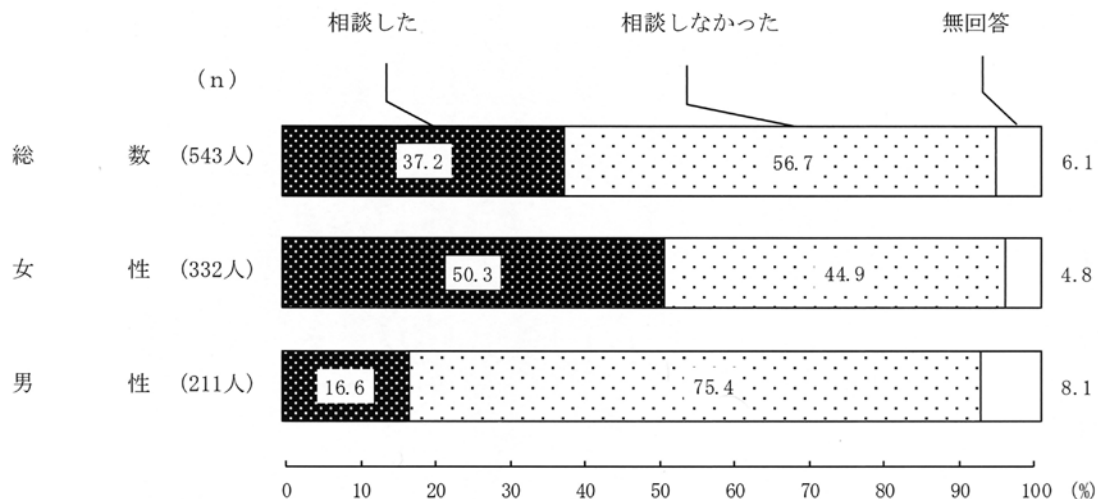
2 配偶者からの被害経験(男女別)

女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている



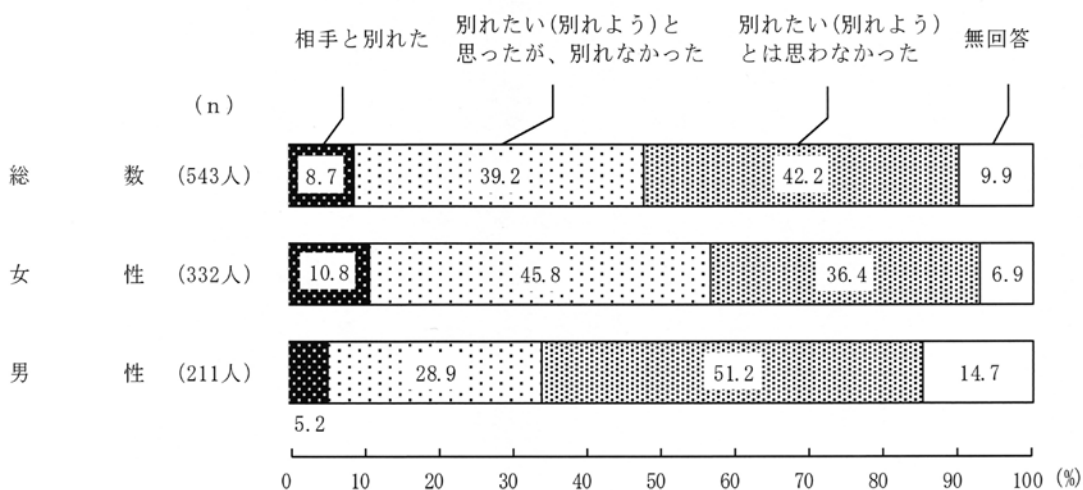
3 配偶者からの被害の相談の有無

被害を受けた女性の約4割、男性の約8割はどこにも相談していない



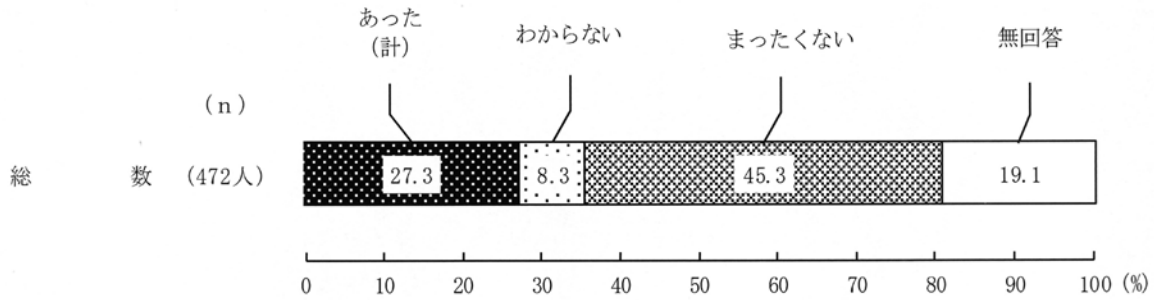
4 配偶者から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割が「別れたい（別れよう）」と思っており、そのうち約1割は別れている



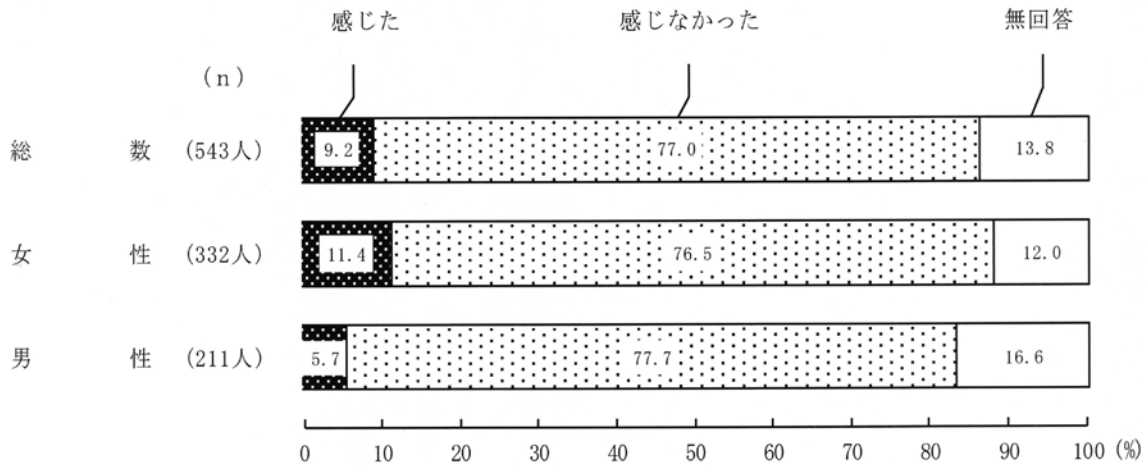
5 子どもの被害経験

被害を受けたことがある家庭の約3割は子どもへの被害もみられる



6 命の危険を感じた経験

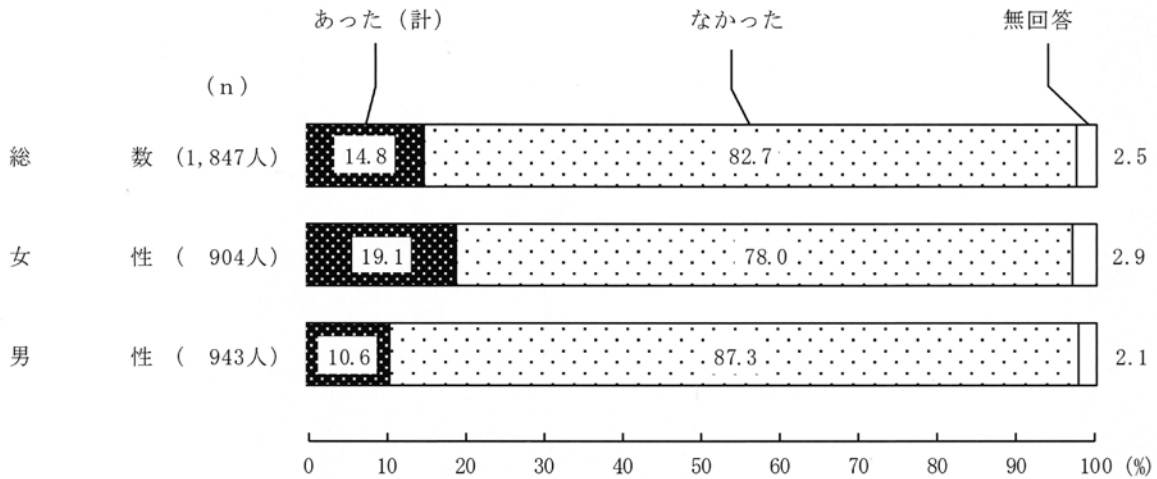
被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じた経験がある



Ⅲ 交際相手からの被害経験

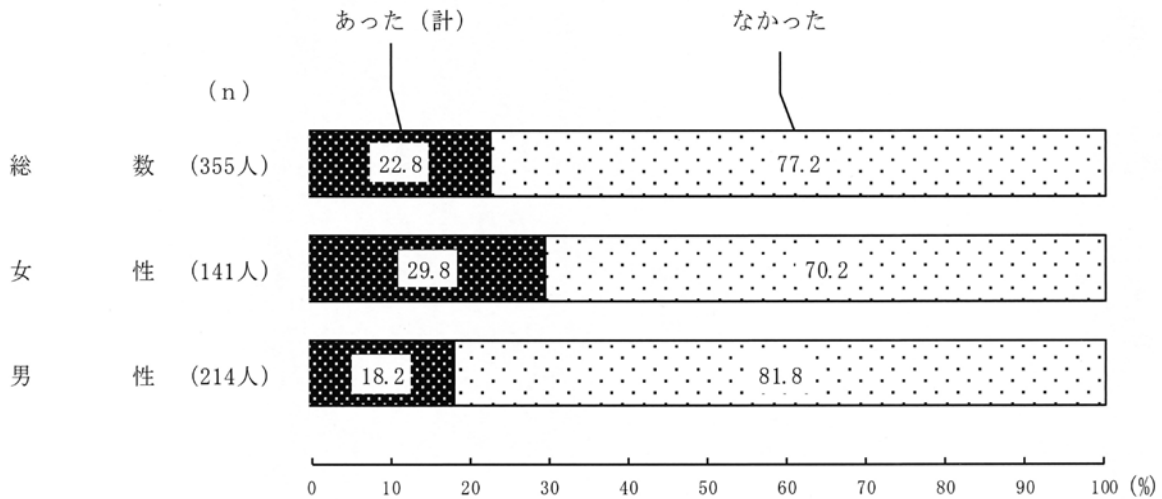
1 交際相手からの被害経験

女性の約5人に1人は交際相手から被害を受けたことがある



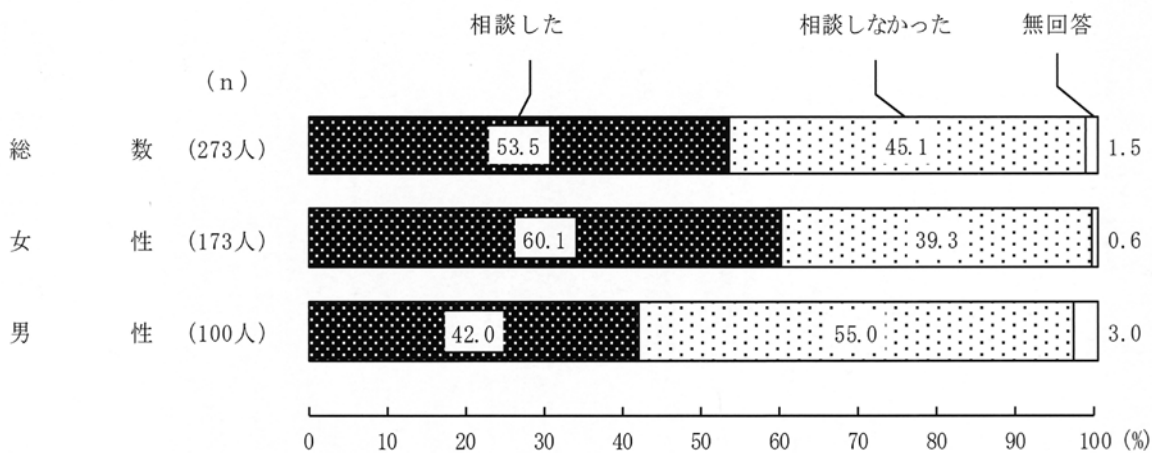
2 同居する交際相手からの被害経験の有無

交際相手と同居 (同棲) 経験がある女性の約3人に1人は被害を受けたことがある



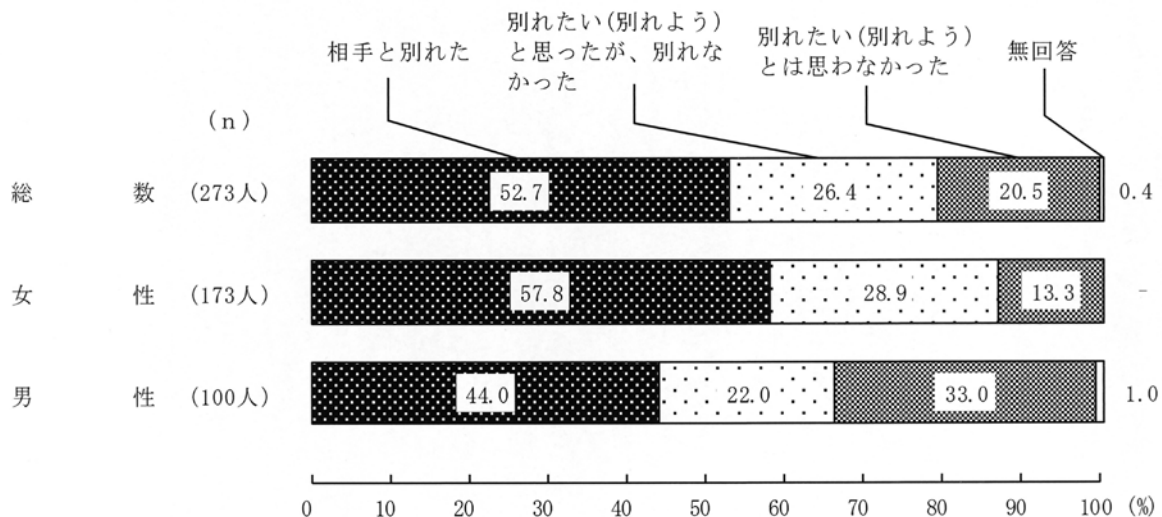
3 交際相手からの被害の相談の有無

被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない



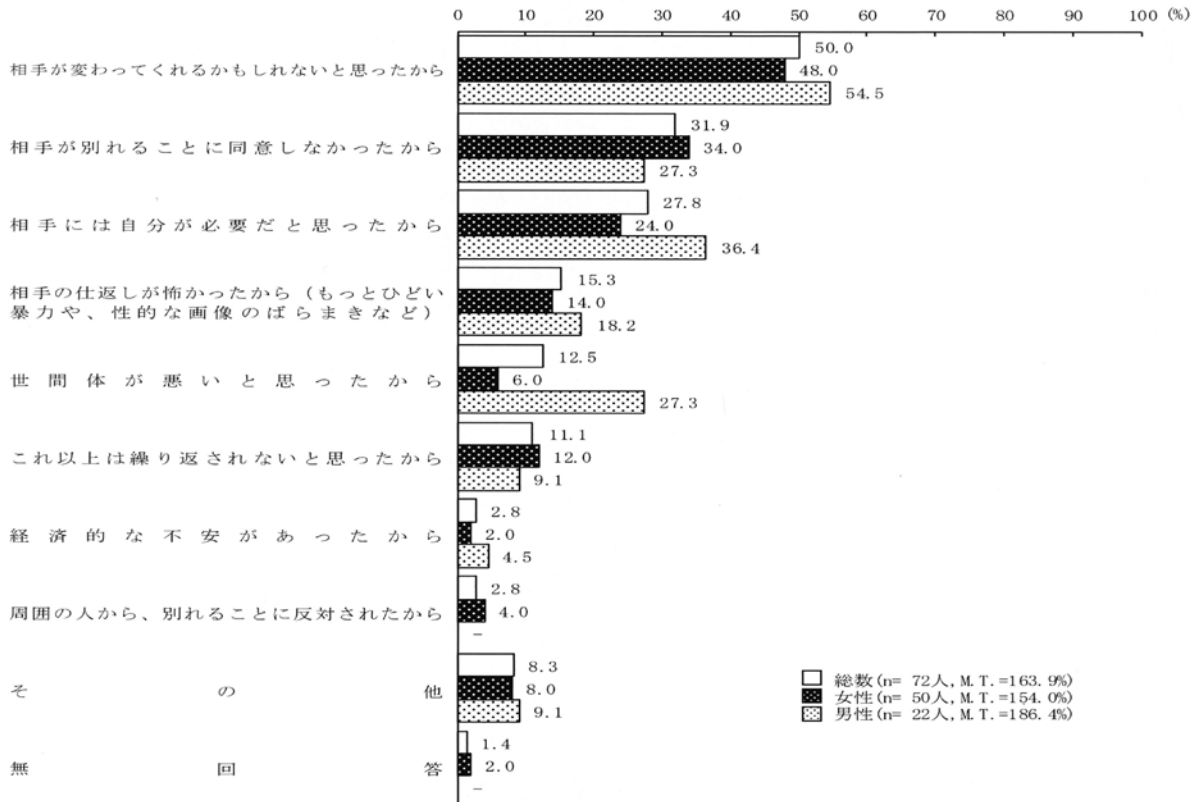
4 交際相手から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割、男性の約4割が交際相手と別れている



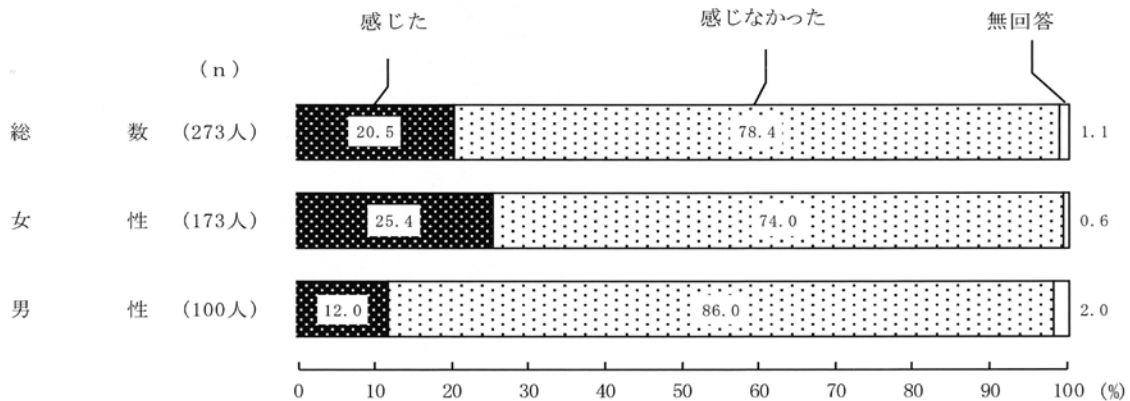
5 交際相手と別れなかった理由（複数回答）

約半数が「相手が変わってくれるかもしれないと思ったから」



6 命の危険を感じた経験

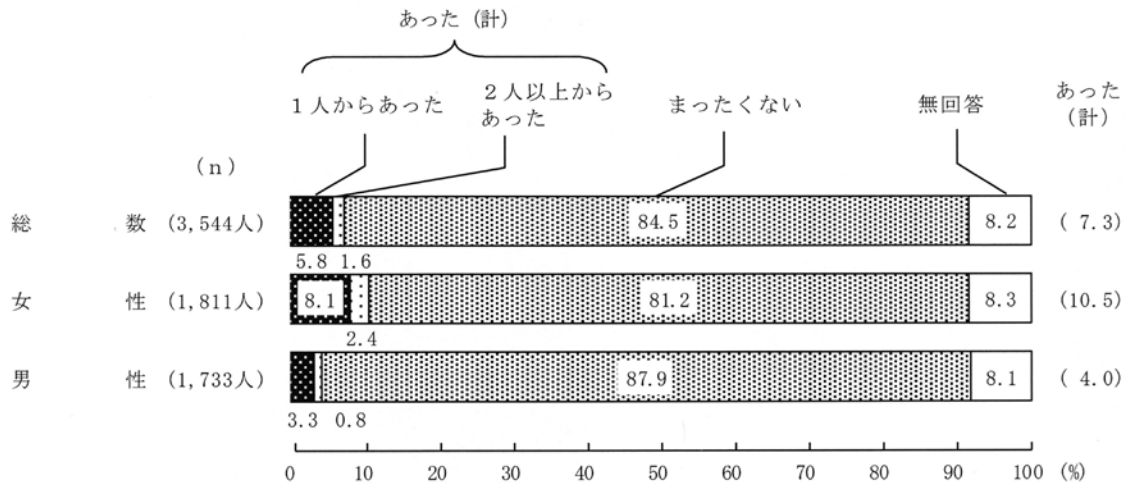
被害を受けた女性の約4人に1人は命の危険を感じた経験がある



IV 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験

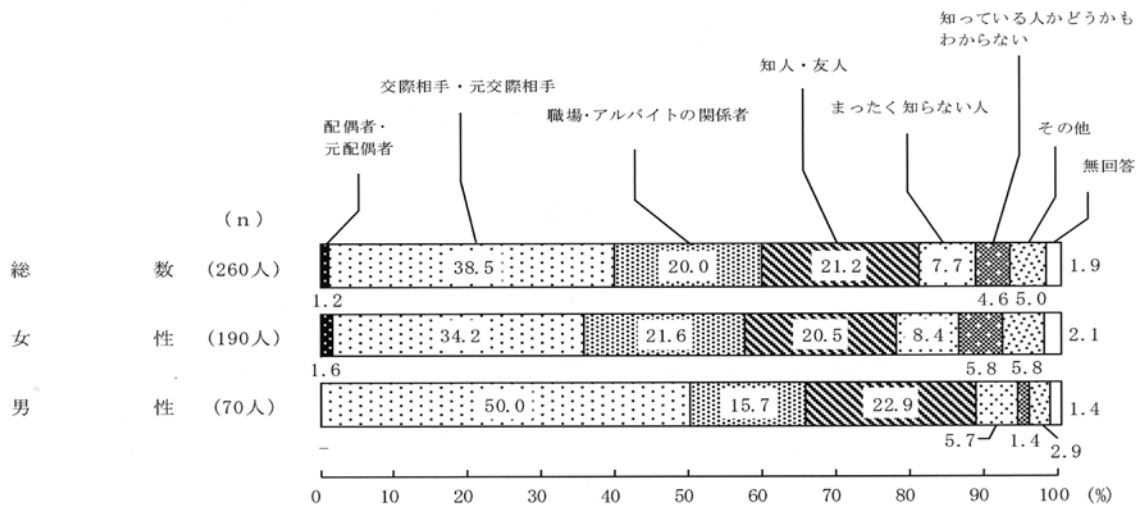
1 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害経験

女性の約10人に1人は特定の異性からのつきまとい等の被害を受けたことがある



2 加害者との関係

交際相手・元交際相手が約4割、職場・アルバイトの関係者、友人・知人が約2割



* 下記の選択肢は、表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）

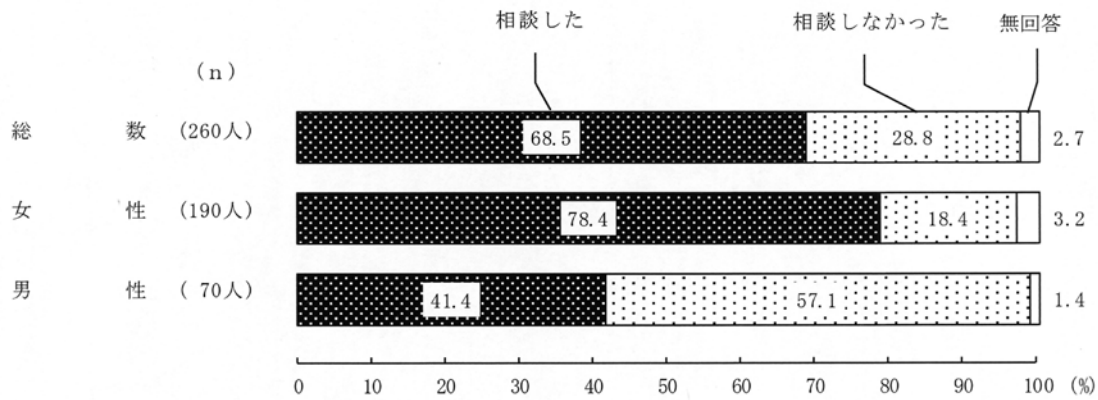
職場・アルバイトの関係者：職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

まったく知らない人：まったく知らない人（相手の姿は見えるが、面識がなく誰だかわからないなど）

知っている人かどうか分からない：知っている人かどうか分からない（無言電話の相手やインターネット上の相手などで姿が見えず誰だかわからない）

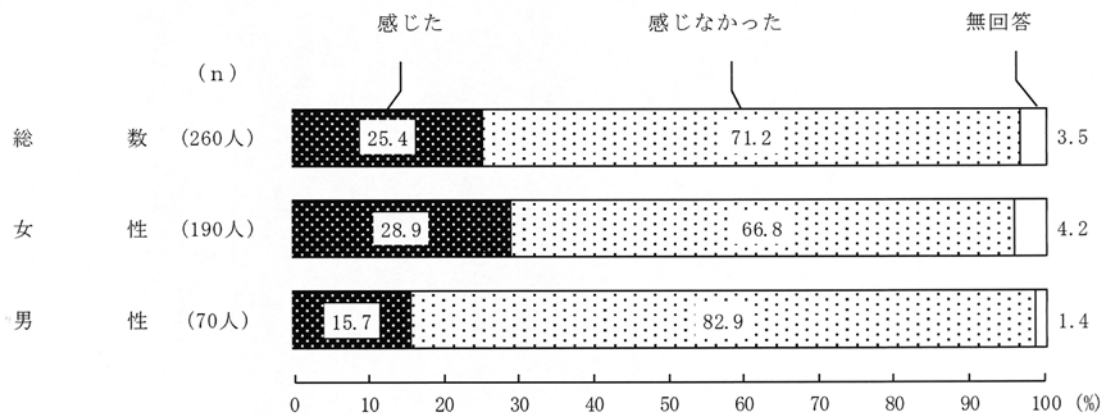
3 特定の異性からの執拗なつきまとい等の被害の相談経験の有無

女性の約8割は相談しているが、男性の約6割は誰にも相談していない



4 命の危険を感じた経験

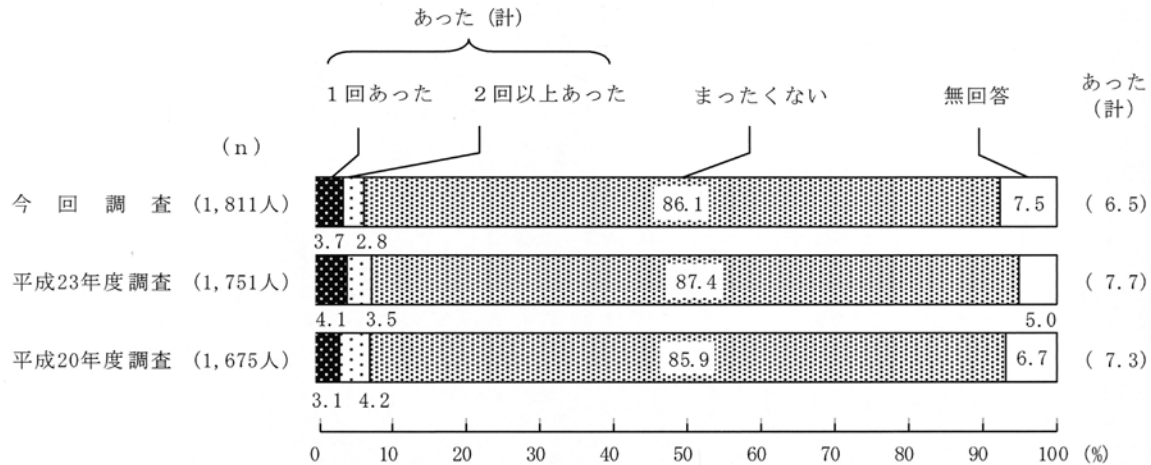
被害を受けた女性の約3割は命の危険を感じた経験がある



V 異性から無理やりに性交された経験（女性のみ）

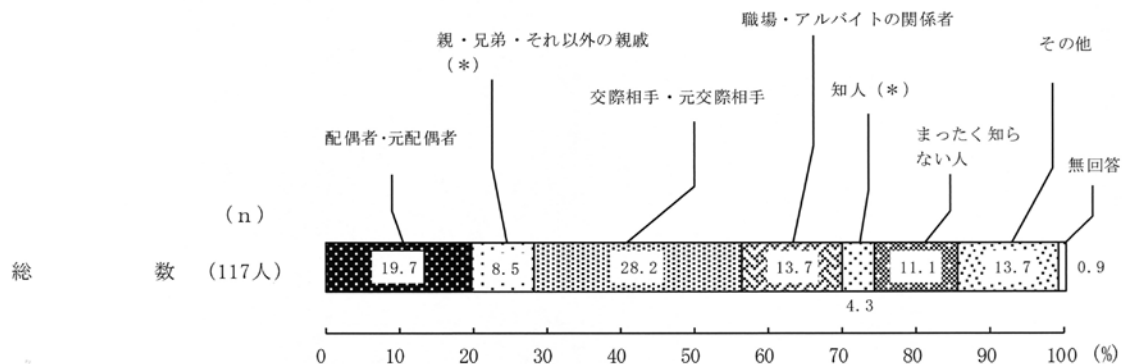
1 異性から無理やりに性交された経験 一時系列比較

女性の約 15 人に 1 人は異性から無理やりに性交された経験がある



2 加害者との関係

交際相手・元交際相手が約 3 割、配偶者・元配偶者が約 2 割



*上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。

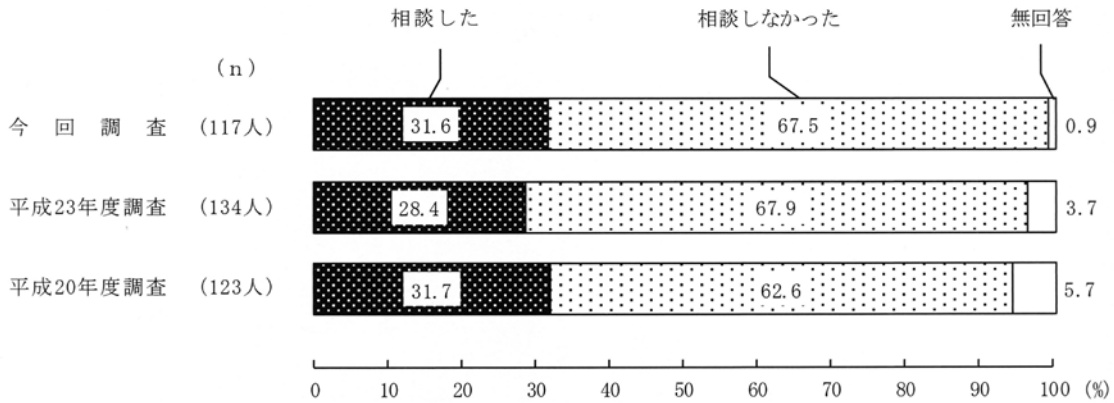
親・兄弟・それ以外の親戚：「親（養親・継親も含む）」「兄弟（義理の兄弟も含む）」「上記以外の親戚」の合算
 知人：「通っていた（いる）学校・大学の関係者（教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など）」「地域活動や習い事の関係者（指導先輩、仲間など）」「生活していた（いる）施設の関係者（職員、先輩、仲間など）」の合算

また、下記の選択肢は、表記を省略している。

配偶者・元配偶者：配偶者（事実婚や別居中を含む）・元配偶者（事実婚を解消した者を含む）
 職場・アルバイトの関係者：職場・アルバイトの関係者（上司、同僚、部下、取引先の相手など）

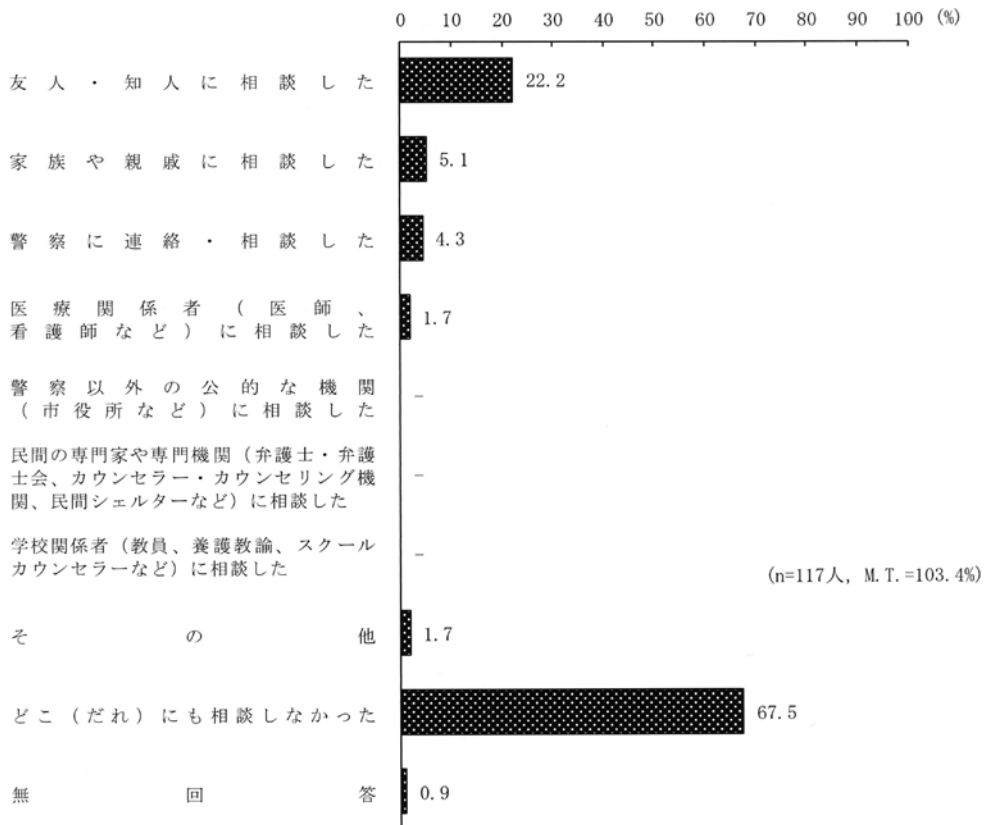
3 異性から無理やりに性交された被害の相談の有無 一時系列比較

被害を受けた女性の約7割はどこにも相談していない



4 異性から無理やりに性交された被害の相談先(複数回答)

被害を受けた女性の約2割は友人・知人に相談している



**中学校・高校教職員に対するDV未然防止教育研修資料
【高校生のためのDV未然防止講座資料(準拠)】**

発行／愛媛県県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL (089) 912-2332 FAX (089) 912-2444
E-mail danjokyodo@pref.ehime.jp
平成28年8月作成